

屋外広告物条例の改正について

屋外広告物条例の改正について

屋外広告業の登録制の導入等を行うため、屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）を以下のとおり改正するもの。

【改正理由】

1．屋外広告業の登録制の導入

違法広告物が繰り返し設置される現状にかんがみ、広告業者の登録の取消しや営業停止が可能となる登録制の導入により違法広告物を減少させ、もって良好な景観の形成、風致の維持及び公衆の危害の防止を図るため、屋外広告業に登録制を導入する。

2．許可期間の延長

近年の技術の向上により広告物の耐久性が高まり、汚損、退色、倒壊等の懸念が少なくなったため、許可期間の最長を2年から3年とする。

【改正の骨子】

1．屋外広告業の登録制の導入

（1）屋外広告業の登録

屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない

登録の有効期間は5年とし、期間満了後引き続き営業を行う場合には、更新の登録を受けなければならない

期間満了の日までに申請があった場合には、申請に対する処分がなされるまでの間は、従前の登録が有効である。その場合に更新の登録がなされたときには、有効期間は従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算する

（2）登録の申請

登録申請者は次に掲げる事項を記載した登録申請書（参考資料13～14頁参照）を提出しなければならない

ア 商号、名称又は氏名及び住所

イ 宮城県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

ウ 法人である場合には、その役員の氏名

エ 未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

オ 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

登録申請書には、登録申請者が登録拒否事由に該当しない旨の誓約書（参考資料15頁参照）その他規則で定める書類を添付しなければならない（規則では、法人の役員の誓約書、業務主任者の資格証明書、登録申請者の略歴書（参考資料16頁参照）、法人の登記簿謄本等を定める予定）

（3）登録の実施

知事は、登録申請書の提出があったときは、登録拒否事由に該当する場合のほか、遅滞なく、登録申請書記載事項、登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない

知事は、登録をしたときには、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない

（4）登録の拒否

知事は、登録申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、又は登録申請書・添付書

類のうちに重要な事項について虚偽記載や重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否しなければならない

ア 登録を取り消されてから2年を経過しない者

イ 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合であって、その取消日の前30日以内にその法人の役員であった者で、取消日から2年を経過しないもの

ウ 営業の停止を命じられ、停止の期間が経過しない者

エ 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

オ 未成年者でその法定代理人がア～エのいずれかに該当する者

カ 法人でその役員のうちにア～エのいずれかに該当する者があるもの

キ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

知事は、登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない

(5) 登録事項の変更の届出

屋外広告業者は、登録申請書記載事項に変更があったときは、30日以内に、必要な書類を添付の上、その旨を知事に届け出なければならない(参考資料17頁参照)

知事は、変更届出を受理したときは、当該届出事項が登録拒否事由に該当する場合を除き、届出事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない

(6) 屋外広告業者登録簿の閲覧

知事は屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供さなければならない

(7) 廃業等の届出

屋外広告業者は、次に掲げる事項に該当することとなった場合には、各事項に定める者は、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない(参考資料18頁参照)

ア 死亡した場合・・・その相続人

イ 法人が合併により消滅した場合・・・その法人を代表する役員であった者

ウ 法人が破産により解散した場合・・・その破産管財人

エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合・・・その清算人

オ 宮城県内で屋外広告業を廃業した場合・・・屋外広告業者であった個人又は法人の代表役員
屋外広告業者がア～オのいずれかに該当するに至ったときは、登録は効力を失う

(8) 登録の抹消

知事は、登録が効力を失ったとき又は登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から屋外広告業者の登録を抹消しなければならない

(9) 業務主任者の設置

屋外広告業者は、宮城県の区域内で営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければならない

ア 登録試験機関が行う試験に合格した者(屋外広告士)

イ 屋外広告物講習会の課程を修了した者

ウ 他の都道府県、指定都市又は中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者

エ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告物美術仕上げに係るもの

オ 知事が、規則で定めるところにより、ア～エと同等以上の知識を有するものと認定した者

業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする

- ア 屋外広告物条例その他法令の規定の遵守に関する事
- イ 広告物等に関する工事の適正な施工その他安全の確保に関する事
- ウ 帳簿の記載に関する事
- エ その他業務の適正な実施の確保に関する事

(10) 標識の掲示

屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項（法人の代表者、業務主任者の氏名等）を記載した標識を掲げなければならない（参考資料19頁参照）

(11) 帳簿の備付け等

屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない（規則では、注文者の氏名又は名称及び住所、広告物等の設置の場所、広告物の名称又は種類及び数量、請負金額等を定める予定。参考資料20頁参照）

(12) 登録の取消し等

知事は、屋外広告業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる

- ア 不正の手段により登録を受けたとき
- イ 登録拒否事由に該当することとなったとき
- ウ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- エ 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

知事は、登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない

(13) 監督処分簿の備付け等

知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、公衆の閲覧に供しなければならない

知事は、登録の取消し等の処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、処分の年月日及びその内容等を登載しなければならない

(14) 報告及び検査

知事は、屋外広告業を営む者に対して特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又は職員をして営業所等に立ち入り、帳簿・書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる

立入検査をする職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければならない

立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

(15) 登録手数料

登録申請者は、登録手数料として10,000円を支払うものとする（新規・更新ともに）

(16) 経過措置

屋外広告業の登録制は平成17年7月1日から施行し、6ヶ月間の経過措置を設ける

2. 許可期間の延長

広告物の許可期間の最長を2年から3年とする。

3. 罰則の改正

屋外広告業の登録制の導入に伴い、以下のとおり罰則を追加・変更する。

- (1) 無登録営業、不正手段による登録、営業停止命令違反・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 登録事項の変更の無届出又は虚偽の届出・・・30万円以下の罰金
- (3) 業務主任者の無選任・・・30万円以下の罰金
- (4) 資料の不提出、虚偽の報告、立入検査の妨害等・・・20万円以下の罰金
- (5) 廃業等の無届出・・・5万円以下の過料
- (6) 登録に関する標識の不掲示・・・5万円以下の過料
- (7) 営業に関する帳簿の不備、未記載等・・・5万円以下の過料

4. その他

文言の整理、条文の整理等所要の改正を行う

5. 施行期日

登録制の導入に係る部分は平成17年7月1日、その他の部分は平成17年4月1日